

令和6年度4月より下記の通りとなりますのでお知らせいたします。

大野城市小学校給食食物アレルギー対応方針とマニュアル ～保護者概要版～

令和5年10月

大野城市教育委員会

1 はじめに

- 大野城市教育委員会では、児童に対し安全安心な給食を提供できるよう、^{※1}国の指針に沿って安全性を最優先とした「大野城市食物アレルギー対応方針とマニュアル」を策定し、令和2年度から実施しています。
- 安全安心な給食の提供のためには、食物アレルギーに対し、学校だけでなく、保護者の皆様を含め、全ての関係者が当事者としての意識と共通認識を強く持って対応することが必要です。本対応方針とマニュアルについて保護者の皆様にご理解いただき、食物アレルギー事故防止にご協力をお願いします。

2 食物アレルギーに関する基本方針

アレルギーを有する児童においても、給食時間を安全にかつ楽しんで過ごすことを目標として、^{※1}国の指針に沿い、安全性を最優先し以下の原則を踏まえて食物アレルギー対応を実施します。

- 医師の診断（可能な限り食物経口負荷試験）による「学校生活管理指導表」の提出があること。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 学校の施設設備、人員を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行いません。

※1 「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省発行）」

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年文部科学省監修・公益財団法人日本学校保健会発行)」

3 対応する原因食物について

食物アレルギー対応（除去・代替え）を行う食物は、市内の児童が食物アレルギーと診断されている食品（令和5年度調査）のうち以下の食品とします。

●給食で除去対応する食品（13品目）

卵、乳、アーモンド、えび、かに、あさり、ごま、いか、バナナ、さば、パイナップル、もも、りんご

●給食で代替え対応する食品（5品目）

卵、乳、えび、さば、ししゃも

●給食で使用しない食品

以下の食品は、給食に使用しません。

^{※2}落花生（ピーナッツ）・くるみ・カシューナッツ等、そば、キウイフルーツ、いくら、^{※3}生卵

※2 使用する種実類をアーモンド、ごま、栗、ぎんなんに限定します。

※3 卵は加熱したものを提供します。

4 学校給食における主な対応方法

食物アレルギー対応は、以下の方法で実施します。

●詳細な献立表対応

使用する食材が分かる献立表と原料配合表をお渡しします。情報提供は上記の食品に限らず、すべての食品について行います。

●除去食対応

除去食は、食物アレルギーの原因食材を調理過程で除いて提供する給食のことです。

①除去する食品は、上記の13品目に限定します。

(例) 卵アレルギーの児童には、かきたま汁は卵を入れないで提供します。

②安全性確保のため原因食品を「除去するかしないかの二者択一」の対応を行います。

(例) 乳アレルギーの場合、

1) 完全除去、または、2) 他の児童と同じように全ての牛乳・乳製品を提供する、
のどちらかで対応をします。

(1) 完全除去、2) 少量摂取可、3) 飲用牛乳のみ停止、など量の違いによるさまざまな
レベルの児童に合わせての個別対応はしません。)

●代替食対応

代替食は、除去した食材に対して代替りの食材を提供する給食のことです。

代替食対応する食品は、対象者が多く、主菜として提供されることが多い前述の5品目に限定します。

(例) スクラブルエッグ、さばの塩焼き等、前述の5品目が主菜の献立となっている場合、鶏
のてりやき等の別の食品を代替食として提供します。

●弁当対応

弁当対応は、以下の3つの方法で実施します。 ※お弁当は、自己保管でお願いします。

① 一部弁当対応

主食（ごはん、パン）に対しての弁当持参をお願いします。なお、主食以外（おかず、デザート等）
の一部弁当持参は認めません。

② 日により完全弁当対応

当日の献立により、主食やおかずの除去・代替食が困難な場合、その日の給食は食べず1食分の弁当
持参をお願いします。

③ 完全弁当対応

多品目の食物除去が必要、油の共用ができない、食器や調理器具の共用ができない等、ごく微量で
反応が誘発される可能性がある等の場合は、安全な給食提供が困難であるので、年間を通じて弁当
の持参をお願いします。

4. 給食費について

●食物アレルギー対応にかかる給食費については、除去食分と代替食分の徴収を別途算出はいたしません。

●一部弁当対応（主食持参）、日により完全弁当対応、飲用牛乳除去の場合のみ給食費の返金を行います。

5. 保護者の皆様へのお願い

① 学校と献立内容、対応食の確認を実施前月に必ず行うようにしてください。

② お子様に食物アレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事においても注意が必要なことを十分に伝えるようにお願いします。特に命に関わるアナフィラキシーを起こす場合は、
誤って食べてはいけない食品を理解させるようにお願いします。

③ 主治医からの指示内容を、お子様の理解度に合わせて分かりやすく説明しておいてください。

④ 毎朝お子様と一緒に献立表を確認し、何を食べてはいけないかをお子様に知らせてください。

⑤ エピペンや飲み薬等を学校に持参する場合は、使用する際のことを考慮し、自己保管とさせていただきますので、管理をお願いします。

⑥ 学校で具合が悪くなった時は、直ぐに教職員（近くにいる大人）に知らせるようお子様に伝えてください。

《問い合わせ先》●大野城市教育委員会 教育政策課 教育政策担当 電話番号 580-1902

●大利小学校 栄養教諭 電話番号 596-3092